

下仁田町教育委員会 教育支援センター「ゆうゆう」

開設 平成 31 年 4 月 1 日
代表者職氏名 教育長 里見 立夫
所在地 〒370-2622 下仁田町大字青倉 158 番地 1
下仁田町自然史館内
電話 / F A X TEL 0274-67-7619
FAX 0274-67-7131
(下仁田町教育委員会事務局 学校教育係)



1 運営の目的

下仁田町立小・中学校に在籍する不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、下仁田町適応指導教室を設置する。

2 令和 8 年度職員の構成・分担

職 員		業務内容
室長（教育課長）	1	総括
学校教育係	1	渉外等
指導員	3	通級者への指導 教育相談等

3 入室対象及び受け入れ状況

(1)入室対象

下仁田町の小中学校に在籍する不登校または不登校傾向の児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者。

(2)受け入れ状況(令和 7 年度)

受け入れなし

4 令和 8 年度開設状況

(1)開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日
9:00～15:00

(2)開設予定期間

1 学期 4 月 7 日～ 7 月 1 7 日
2 学期 9 月 1 日～ 1 2 月 2 3 日
3 学期 1 月 7 日～ 3 月 2 6 日

(3)日時程

9:00~	朝の会 (学習計画の作成)
9:30~	学習活動
12:00~	昼食
13:00~	運動・屋外活動
14:30~	まとめ・整理

5 通室手続について

(1)通室の手続き

通室を希望する児童生徒の保護者は、在籍する学校長に通室申込書を提出する。学校長は、通室申請書を教育長に提出する。

通室を決定する。

決定までの間、必要に応じて体験入室を実施。

(2)通室終了の手続き

本人、保護者、在籍校の校長や担任と協議し決定する。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1)学校との連携

毎月、在籍校に児童生徒の状況報告を行い、必要に応じて担任等と連絡を取り合う。

(2)家庭との連携

必要に応じて保護者との相談を行う。

(3)関係機関との連携

町内学校に在籍する相談員やスクールカウンセラー、県在籍のスクールソーシャルワーカー等と連携し支援を図る。